

第4 法人の状況

1. 資本金の状況

当センターにおける平成21年度末の資本金は、以下のとおりです。

区 分	資 本 金
一般勘定	9,602 百万円
施設整備勘定	—
法人単位	9,602 百万円

2. 役員の状況

役員の定数はセンター法第6条の規定により、理事長1人、理事1人、監事2人を置くこととされており、センター法第8条の規定により役員の任期は3年となっています。

平成23年1月17日現在の役員は、次のとおりです。

役職名	氏名	任期	経歴
理事長	豊田 長康 (昭和25年6月21日生)	平成22年4月1日～ 平成25年3月31日	昭和53年12月 三重大学助手 平成 3年12月 三重大学教授 平成14年 2月 三重大学学長補佐 平成16年 4月 国立大学法人三重大学学長 平成21年 4月 鈴鹿医療科学大学副学長 平成22年 4月 独立行政法人国立大学財務・ 経営センター理事長
理 事	吉田 靖 (昭和34年8月29日生)	平成20年7月11日 (再任)平成22年4月1日	昭和57年 4月 文部省 平成16年 7月 文部科学省生涯学習政策局 調査企画課長 平成18年 4月 国立博物館本部事務局長 平成19年 4月 国立文化財機構本部事務局長 平成20年 7月 文部科学省大臣官房付 平成20年 7月 文部科学省退職 (役員出向) 平成20年 7月 独立行政法人国立大学財務・ 経営センター理事

役職名	氏名	任期	経歴
監事 (非常勤)	観山 正見 (昭和26年5月22日生)	平成20年10月1日 (再任)平成22年4月1日	昭和58年 6月 京都大学助手 平成元年 3月 国立天文台助教授 平成 4年12月 国立天文台教授 平成16年 4月 大学共同利用機関法人自然科学 研究機構国立天文台副台長 平成18年 4月 // 天文台長 平成20年10月 独立行政法人国立大学財務・ 経営センター監事(非常勤)
監事 (非常勤)	小笠原 直 (昭和40年8月19日生)	平成22年4月1日	平成元年 4月 第一勧業銀行(現みずほコーポ レート銀行) 平成 3年12月 太陽監査法人(現太陽ASG有 限責任監査法人) 平成19年 4月 // 代表社員 平成20年10月 監査法人アヴァンティア法人 代表、代表社員 平成22年 4月 独立行政法人国立大学財務・ 経営センター監事(非常勤)

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

① 主務大臣等

当センターの主務大臣は、センター法により文部科学大臣とされており、通則法により、文部科学大臣は、当センターの理事長及び監事を任命し、または解任することができるかとされています。また、当センターは、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際などには、文部科学大臣の認可を受けることとされています。

② 会計監査人の監査等

当センターは、通則法により、監事の監査のほか、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされています。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

③ 会計検査院の検査

当センターに対しては、会計検査院法に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。(正確性)
- ・ 会計経理が予算や法令等に従って適正に処理されているか。(合規性)
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に行われているか。(経済性、効率性)
- ・ 事業全体が所期の目的を達成し効果を上げているか。(有効性)

(2) 外部評価体制

当センターの業務の実績評価には、毎年度の業務の実績について行われる年度毎の評価と中期目標期間における業務の実績について行われる中期目標期間毎の評価があります。また、業務の実績については、文部科学大臣が任命した外部有識者で構成される文部科学省の独立行政法人評価委員会と、総務大臣が任命した外部有識者で構成される総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会によってダブルチェックされることとなります。

当センターは、文部科学省の独立行政法人評価委員会により各年度の業務の実績や中期目標期間の業務の実績について、中期計画の実施状況、中期目標の達成状況等を考慮の上評価を受けることとなります。この文部科学省の独立行政法人評価委員会は、評価の結果、必要があると認める場合には、当センターに対して業務運営の改善などを求めることができます。

一方、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、文部科学省の独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受け、第三者的な立場から調査・審議を行い、必要があると認める場合、意見を述べることができるとされています。

※文部科学省の独立行政法人評価委員会による平成21年度の業務実績に関する評価については、57頁をご参照ください。

(3) 内部管理体制

① 業務執行体制、運営評議会

理事長のリーダーシップの下、機動的な運営・業務実施を行えるよう組織運営・事業実施に関する権限を理事長に集中させるとともに、外部有識者で構成する運営評議会を設け、中期計画、年度計画、予算等の重要事項について審議・助言を受けるなど理事長の補佐体制についても整備しています。また、理事長、理事等役員及び職員幹部で構成する連絡会を設置、当該会議を定期的開催し、重要な方針及び施策に関して審議を行うなど、当センターの業務の適正な管理、効率的・効果的な運営を図っています。

② 監事監査

当センターの業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図るとともに会計経理の適正を期することを目的とし、当センターには監事2名を置いています（センター法第6条）。監事は、監事監査規則等に基づき、個々の事務処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮し、会計監査人と連携し当センターの業務の監査を行っています。

③ 内部監査室

文部科学省の独立行政法人評価委員会による平成20事業年度及び中期目標期間に係る評価結果において、当センターの内部統制の体制強化が課題とされ、内部監査室の充実・強化を指摘されたことを踏まえ、平成21年9月29日、内部監査室の体制強化に伴う規則等の改正を行いました。この改正により、内部監査室長に審議役を指名するとともに、定期監査、臨時監査に加え日常監査を規定して、日常監査の役割分担を制定するなど、内部監査室の体制強化を図っています。

- (4) 文部科学省の独立行政法人評価委員会による平成21年度業務実績評価について
- ① 当センターの平成21年度に係る業務の実績に関する評価は以下のとおりです。
全体評価

①評価結果の総括

国立大学財務・経営センターは、国立大学法人等における教育研究の振興に資するため、国立大学法人等における施設整備に必要な資金の貸付・交付や財務・経営活動の向上に資する調査研究を行い、21年度は、中期計画、年度計画に即し、着実に業務を実施し、昨年度の評価での指摘点である内部監査を強化しながら、各業務の効率化や質の向上にこれまで以上に細かく取り組まれ、計画を上回る実績をあげた。

本センターは設立以来、国立大学法人等と財務・経営面における情報交換、情報共有を行うことで、国立大学法人側からの信頼感も厚くなり、特に国立大学法人等の施設設備等の支援を効率的・効果的に行える機関として、その役割を十分に果たしている。

〈参考〉 業務運営の効率化：A 業務の質の向上：A 財務内容の改善：A 等

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) センターにおける研究成果がセンターの業務展開に明確に反映されることが期待される。
- (ロ) 広島大学本部地区跡地の処分に、一層の努力が求められる。

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 研究テーマの設定から、センターの業務展開との関係付けを図っておくなどの努力が期待される。
- (ロ) 広島市や広島大学との密接な協議とともに、センターとしてのリーダーシップの発揮が求められる。

④特記事項

平成22年4月28日に行われた事業仕分けにおいて、「東京連絡所の運営」を除く全事業が廃止という評価を受けたことについては、文部科学省において、上記評価結果を参考にしつつ、国立大学財務・経営センターの在り方に関し、十分に検討されることが望まれる。

なお、全文に関しては、当センターホームページ
(http://jigyou.zam.go.jp/hojinbunshyo/pdf/f0000002_21.pdf) において公表しています。